解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月六日

福岡県直方市大字上頓野二五四八番地

財団法人萬福寺さくら保育園

代表清算人　壬生　善海

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県最上郡舟形町堀内二三九九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　森　春儀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月六日

山形県酒田市北新町一丁目六番一号

相続財産管理人　弁護士　加藤　栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県酒田市新橋二丁目七番地二、最後の住所山形県酒田市新橋二丁目七番地の二

被相続人　亡　池田　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月六日

山形県酒田市北新町一丁目六番一号

相続財産管理人　弁護士　加藤　栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市錦町上中田一二一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐川　浩一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月六日

福島県いわき市平字白銀町一―一不二屋第一ビル三階弁護士法人ポートいわき佐藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市小名浜字沖見一番地、最後の住所福島県いわき市泉ヶ丘一丁目五〇番地の二

被相続人　亡　田頭　俊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月六日

福島県いわき市平字白銀町一―一不二屋第一ビル三階弁護士法人ポートいわき佐藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市小名浜住吉字浜宿一六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小泉　良夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月六日

福島県いわき市平字白銀町一―一不二屋第一ビル三階弁護士法人ポートいわき佐藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市神峰町三丁目一三八四番地、最後の住所茨城県日立市神峰町三丁目六番一三号

被相続人　亡　岸　保昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月六日

茨城県日立市弁天町一丁目三番一六号

相続財産管理人　弁護士　片岡　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市鳥見町九五七番地、最後の住所茨城県水戸市上水戸二丁目三番五五号

被相続人　亡　石川登與子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月六日

茨城県水戸市赤塚一丁目三九三番地の一八

相続財産管理人　弁護士　谷萩　陽一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区新宿二丁目三二六〇番地、最後の住所東京都葛飾区新宿二丁目一二番二一号

被相続人　亡　鈴木　康宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月六日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　池村　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都小金井市中町三丁目二二番、最後の住所東京都小金井市中町三丁目二二番一〇―三一三号小金井中町マンション

被相続人　亡　島村　美和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月六日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南巨摩郡身延町車田一二二七番地、最後の住所東京都三鷹市中原四丁目四番二三号

被相続人　亡　玉木　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月六日

東京都国分寺市本町三丁目一三番一四号戸塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　戸塚　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県南房総市千倉町白間津八四六番地、最後の住所東京都足立区竹の塚一丁目五番二六―一〇四号　被相続人　亡　戸波　澄子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月六日

事務所東京都千代田区丸の内三丁目一番一号国際ビル八三九区中外合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田辺研一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区清水町六八番地、最後の住所東京都文京区白山一丁目九番二号勝亦方

被相続人　亡　石川　正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月六日

事務所東京都千代田区二番町五番地麹町駅プラザ四〇二鮎京法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鮎京眞知子（登録姓　中西）

第17期決算公告　平成25年11月6日

東京都大田区南千束一丁目3番8号

チェッカーモーターズ株式会社

代表取締役　成瀬　隆章

貸借対照表の要旨

（平成25年6月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,628,357
	固定資産	733,303
	合計	3,361,660
負債及び純資産の部	流動負債	2,313,417
	固定負債	20,590
	負債合計	1,027,653
	株主資本	50,000
	利益剰余金	977,653
	その他利益剰余金	977,653
	（当期純利益）	(511,942)
	純資産合計	3,361,660